

1年に1度のこころのセルフケア

ストレスチェック

こころのセルフケア。
ストレスチェックを
行う理由。

ストレスチェック制度は、従業員が自身の
ストレス状態を知ってメンタルヘルス不調を
未然に防ぐだけでなく、職場環境の改善や、
人材喪失が招く経営上のリスク回避にも
つながります。

従業員50人未満の事業場なら、
助成金を受けることができます。

助成金を活用して、働きやすい職場づくりに
取り組みませんか。



【従業員数50人未満の事業場の事業主の皆様へ】

従業員数50人未満の事業場（労働保険適用事業場）が、医師・保健師などによるストレスチェックを実施し、また、医師によるストレスチェック後の面接指導などを実施した場合、事業主が費用の助成を受けることができます。

助成金の支給対象及び助成額は、次のとおりです。

① ストレスチェック（年1回）を行った場合

1従業員につき500円を上限として、その実費額を支給。

② ストレスチェック後の面接指導などの産業医活動を受けた場合

産業医活動1回につき21,500円を上限として、その実費額を支給。

（支給対象となる産業医活動は、1事業場につき年3回が限度です。）

【支給対象となる産業医活動の例】

- ・ストレスチェックの実施について助言すること
- ・ストレスチェック実施後に面接指導を実施すること
- ・ストレスチェックの結果について、集団分析を行うこと
- ・面接指導の結果について、事業主に意見陳述すること など

なお、労働保険の適用事業場である支店、営業所等で従業員数が常時50人未満である場合も支給対象の事業場となります。

♪ストレスチェック助成金♪のお問い合わせは

独立行政法人 **労働者健康安全機構**



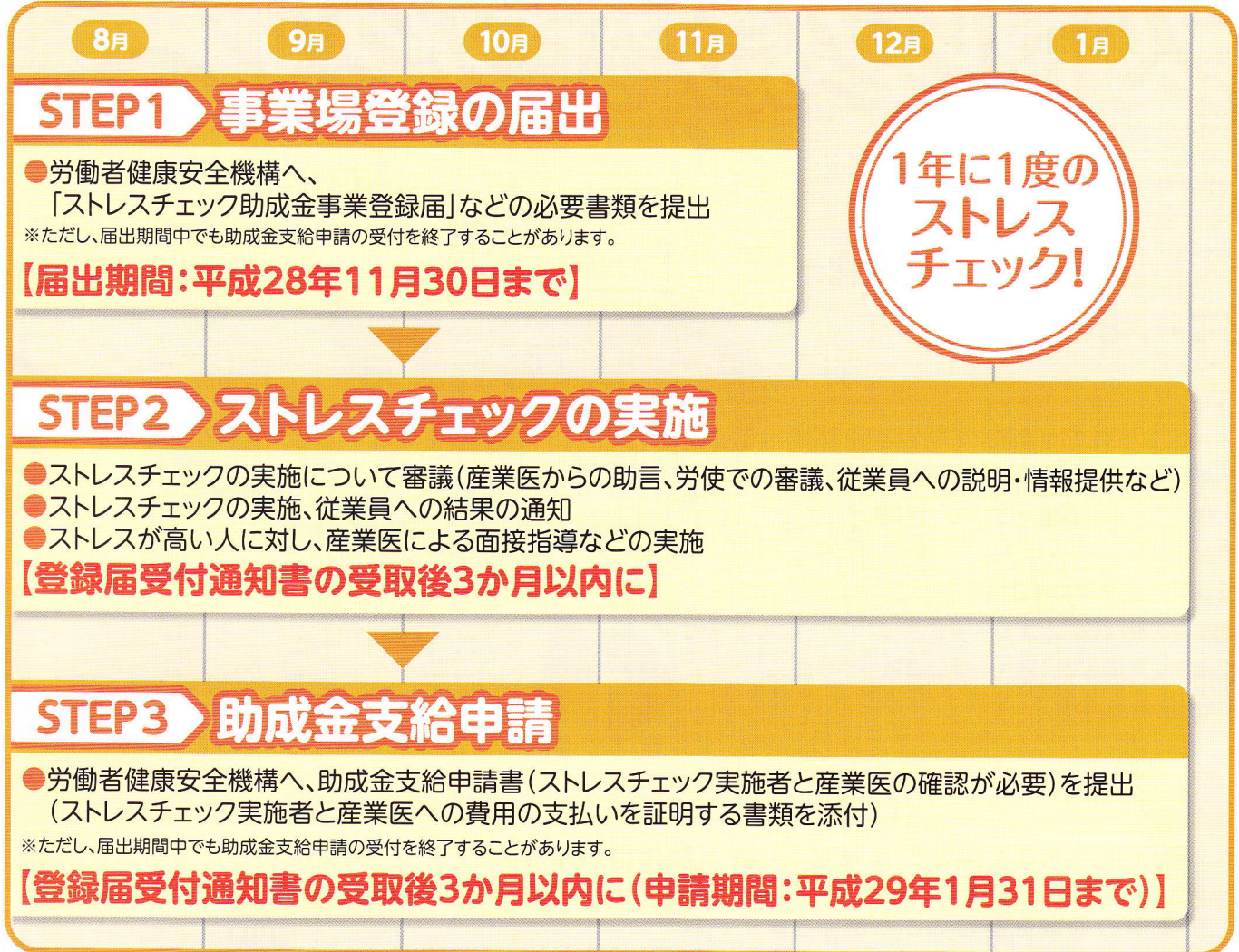
0570-783046

ナ ヤ ミ ヲ シ ロウ

\ 助成金を上手に活用!かんたん3ステップ! /

<平成28年>

<平成29年>



助成金に関するお問い合わせはこちら

独立行政法人労働者健康安全機構

産業保健・賃金援護部 産業保健業務指導課

〒211-0021 神奈川県川崎市中原区木月住吉町1番1号 事務管理棟



0570-783046

ナ ヤ ミ ヲ シ ロウ

受付時間

平日9時15分～18時
(土曜、日曜、祝日休み)

独立行政法人
労働者健康安全機構



<http://www.johas.go.jp/>

ストレスチェック助成金

検索

※各種様式は、ホームページからダウンロードしてご利用ください。

働く人のメンタルヘルス
ポータルサイト

「こころの耳」

ストレスチェックについての詳細や、実施プログラム(無料)、各種マニュアル等は
こちらのWEBサイトをご覧ください。

<http://kokoro.mhlw.go.jp/>

こころの耳

検索